

# 鯖江市農業経営改善計画（地域農業担い手）認定基準

## 1 地域農業担い手

### (1) 農 家

次の要件を満たしている農家であること。

ア 年間150日以上農業に専従するものが1人以上いること。

イ 農業経営の指標については、次のとおりとする。

経営形態	経営規模目標（5年後）
水稲専作 (主たる従事者1人)	21.5ha以上 (水稲15.0ha+麦、大豆等6.5ha)
	22.0ha以上 (水稲15.4ha(うち直播栽培3.0ha含む)+麦、大豆等6.6ha)
	20.0ha以上 (水稲14.0ha(うち特別栽培米3.0ha含む)+麦、大豆等6.0ha)
水稲+施設園芸 (主たる従事者1人)	15.3ha以上 (水稲10.5ha+麦4.5ha+施設野菜0.3ha)
水稲+花き (主たる従事者2人)	6.0ha以上 (水稲4.2ha+麦1.0ha+菊等0.8ha、)
酪農 (主たる従事者2人)	常時 経産牛40頭以上 育成牛16頭以上 (作付け面積:飼料用作物6.0ha)
野菜専作(露地野菜) (主たる従事者1人)	3.2ha以上 (ネギ3.2ha)
野菜専作(施設野菜) (主たる従事者1人)	0.3ha以上(うちパイプハウス0.3ha) (トマト0.3ha+ホウレンソウ0.25ha)
	0.5ha以上(うちパイプハウス0.5ha) (コナツナ0.5ha)
	0.5ha以上(うち鉄骨ハウス0.5ha) (メロン0.5ha+コナツナ0.5ha)
	0.47ha以上(うちパイプハウス0.47ha) (トマト0.47ha+キュウリ0.47ha)
《備考》	
	1 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による。なお、経営規模が上記経営規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売に取り組む等、意欲ある農業経営を継続し、将来的に基本構想で示された所得水準等に到達することが見込まれる場合は、適切であると判断することができるものとする。
	2 新規就農者に関しては、現状についてこの限りでない。
	3 水稲の農作業受託については、別に定める基準により経営面積に算入できるものとする。
	4 上記において経営形態等区分がないものについては、鯖江市長がその都度定める。

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める農業経営基盤の強化促進に関する目標の達成に意欲と能力を持っていること。

エ 地域農業の担い手農家として周囲から認めており、地域の他の担い手(集落営農組織を含む)との調整、同意がなされていること。

(2) 法人経営体（組織経営体）

次の要件を満たしている農業法人等であること。

ア 農業生産法人、農事組合法人で農業経営を行う法人。または、法人化の手続きを開始している特定農業団体、農業生産組織であること。

イ 農業経営の指標については、おおむね次のとおりとする。

経営形態	経営規模目標（5年後）
水稲専作 （主たる従事者2人）	20.0ha以上 （水稲14.0ha+麦2.7ha、ネギ3.3ha）
水稲専作 （主たる従事者2人）	40.0ha以上 （水稲28.0ha+麦、大豆12.0ha）
《備考》 1 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想による。なお、経営規模が上記経営規模を下回る場合でも、有機栽培や直接販売に取り組む等、意欲ある農業経営を継続し、将来的に基本構想で示された所得水準等に到達することが見込まれる場合は、適切であると判断することができるものとする。 2 水稲の農作業受託については、別に定める基準により経営面積に算入できるものとする。	

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に定める農業経営基盤の強化の促進に関する目標の達成に意欲と能力を持っていること。

2 農業経営改善計画について

(1) その計画が鯖江市の基本構想に照らして適切であること。

(2) その計画の達成される見込みがあること。

(3) その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること。

(4) 上記について、基準をすべて満たすことが望ましいが、その農業者の意欲・能力などからみて将来とも経営発展を継続し、基本構想で示される指標に到達することが見込まれれば、計画に記載された目標が基本構想で示される指標をある程度下回る場合であっても、認定し得るものとする。

別 表

水稻農作業受託面積の経営面積換算

農作業受託面積（主要3作業） 注1	→	換算経営面積
30 a		10 a

※主要3作業とは、荒起・代かき、田植え、収穫をいう。